

北上市生涯学習センター施設使用(使用変更)申請書

太枠の中のみ記入してください。

使用目的 又は行事名 (変更理由)	(対 象)				
	(参加費) 円				
使用日時	年 月 日 (曜日)	時から	(開会 :) 時まで		
	年 月 日 (曜日)	時			
使用場所	会議室 第1学習室 情報学習室	小会議室 第2学習室 調理実習室	和室 第3学習室 託児室	ミニギャラリー	
使用人数	人 そのうち、市内居住者 人				
	(内訳 / 中学生以下 人、高校生 人、一般 人)				
北上市生涯学習センター条例及び同規則により、施設使用(使用変更)を許可されるよう申請します。 年 月 日 北上市教育委員会教育長 様	申	所在地又は代表者住所			
	請	団体等名称 代表者氏名			
	者	担当者氏名 電話番号			
貸出用備品(使用する備品を で囲んでください) 電気ポット(台) 保温ポット(台) 急須 茶こぼし お盆 湯飲み茶碗(個) 水差し(講師用) おしぼり置き ビデオプロジェクター スクリーン テレビ ビデオデッキ DVDプレーヤー CDラジカセ(台) MDラジカセ レーザーポインター 指示棒 ワイヤレスアンプ・マイク 第1学習室用マイク(有線(本)・ワイヤレス(本)・ピン)					

使用料減免申請書

北上市長 様

申請者 _____

次の理由により、使用料を減免願います。

(北上市公の施設の使用料等減免条例別表第2に規定する減免基準)

使用料減免の事由	市が主催する事業に使用	全額免除
	市内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校が教育又は保育活動のために使用	
	市内のスポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会その他の少年団体が団体活動のために使用	
	市内に居住する障がい者及び障がい者で構成する団体が使用	
	市が共催する事業に使用	5割減額
	市内の高等学校及び専門学校等が教育活動のために使用	
市芸術文化協会又は市芸術文化協会の加盟団体が芸術文化の発表又は展示に使用		
市教育委員会が認める社会教育関係団体が社会教育活動に使用(登録番号)		
その他、市長が別に定める市内の団体が公共又は公益を目的とした活動に使用		

生涯学習センター処理欄

規定の使用料	円	全額免除	徴収する 使用料	円
		5割減額		
		2倍(市外)		

条例により、既に納めた使用料は還付しませんので、御了承ください。
使用料は、申請と同時に納付してください。

決 裁	教育長	所長	次長	係長	担当	受付	入力